

社会福祉法人 アスワン山荘
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 アスワン山荘（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等が、次の法人業務を行なう場合、報酬として月額10,000円を支給する。ただし、当法人の役職員は支給しない。

- (1) 理事及び評議員が、それぞれ理事及び評議員としての業務を行った場合
 - (2) 監事が監査を実施した場合
- 2 前項の金額は、源泉徴収した後の金額とする。
- 3 交通費は支給しない。ただし、実費が第1項の報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年3月26日から施行する。